

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定（ゲート設備）」について

標記について、協定締結を希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。  
なお、本件は協定締結の公募であり入札は行いません。

令和7年 2月12日

国土交通省 関東地方整備局

荒川下流河川事務所長

菊 田 友 弥

記

1. 協定の目的

荒川下流河川事務所が管理する河川管理施設等において災害が発生した場合、災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械、資材及び労力等について、その確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

2. 協定内容

- (1) 協定書（案） 別冊のとおり
- (2) 協 定 区 間 荒川下流河川事務所直轄管理区間（別紙－1参照）
- (3) 協 定 内 容 本協定で想定している作業は以下のとおりとする。
  - ①ゲートの緊急点検・応急復旧
  - ②災害対策機器の運用補助作業
- (4) 協 定 区 分 ゲート設備
- (5) 協 定 期 間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで。

3. 申請者の条件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 次に掲げるいずれかの資格を有している者であること。
  - ① 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち定期受付において機械設備工事に申請を行い受理されている者で、令和7年4月1日に認定がなされる者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

- ② 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（令和07・08・09年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）のうち「役務の提供等」に申請を行い受理され、令和7年4月1日に認定がなされる者であること。）なお「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年3月29日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。
- （3）会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- （4）（2）の資格のうち、関東地方整備局管内に以下に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- 「機械設備工事」：建設業法  
「役務の提供等」：全省庁統一資格
- （5）平成21年4月1日以降に、国又は自治体の発注工事及び業務で元請として完成・引渡しが完了した河川用プレートガーダ構造ローラゲート設備における下記のいずれかの実績を有すること。
- ① 新設又は修繕の施工実績  
② 保守又は点検実績
- なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4．成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。
- （6）関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で、機械設備工事における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。
- （7）申請書及び資料の提出期限の日から協定締結の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- （8）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

#### 4. 申請資料の作成及び提出に関する事項

- （1）提出様式は下記のとおりとする。

1）様式－1（協定参加申請書）

※令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格で応募する場合は、参加資格審査の申請書が受理されていることを証する資料（受付票又は受付印の押されている当該申請書の写し）を添付すること。

2）調査様式－1（河川災害応急復旧業務に関する調査票）

(2) 申請資料の作成は次表のとおりとする。

| 記載事項                                    | 内容に関する留意事項                                                                                                                                                                                                      | 選定出来ない要件               |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 施工実績<br>(調査様式－１)                        | ① 平成２１年４月１日以降に、国又は自治体の発注工事及び業務で元請として完成・引渡しが完了した河川用プレートガーダ構造ローラゲート設備における下記のいずれかの実績を１件記載すること。<br>・新設又は修繕の施工実績<br>・保守又は点検実績<br>② 施工実績が分かる資料の写しを添付すること                                                              | 施工実績が無い場合              |
| 協定に基づく出動要請を行った場合の派遣可能技術者の経験<br>(調査様式－１) | ① 下記発注工事及び業務の経験を有する派遣可能技術者を１名記載すること<br>過去に国又は自治体の発注工事及び業務で元請として完成・引渡しが完了した河川用プレートガーダ構造ローラゲート設備における下記のいずれかの経験を有すること<br>・新設又は修繕工事<br>・保守又は点検業務<br>② 派遣可能技術者の経験（派遣可能技術者が当該工事又は業務等に従事していたことが分かる資料）が分かる資料の写しを添付すること。 | 派遣可能技術に工事及び業務等の経験がない場合 |
| 協定に基づく出動要請を行った場合の派遣可能作業員の人数<br>(調査様式－１) | 派遣可能作業員の人数を記載すること。<br>なお、協力会社の人数を含めて良い。                                                                                                                                                                         | 作業員を派遣できない場合           |

(3) 申請書類の提出

１) 担当部局及び問合せ先

〒１１５－００４２

東京都北区志茂５丁目４１－１

国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 流域治水課

電話０３－３９０２－３２２０

資料の作成に対する問合せ等の連絡は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時１５分～１８時００分までとする。

２) 申請書類等の交付

荒川下流河川事務所のホームページにて交付する。交付期間は令和７年２月２５日（火）までとする。

ホームページアドレス：<https://www.ktr.mlit.go.jp/arage/>

上記交付方法による入手ができない場合は、記録媒体（CD-R等）を上記１）に郵送することにより電子データを交付するので、事前に上記１）にその旨を連絡し、記録媒体及び返信用の封筒（切手を貼付）、協定締結希望者の連絡先が分かるものを送付すること。受付期間は令和７年２月２５日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時１５分～１８時００分までとする。

### ３）申請書及び資料の提出方法、受付期間及び受付場所

申請書類は下記の受付期間内に受付場所に持参又は郵送等（書留郵便等記録が残るものに限る）するものとし、電送（ファクシミリ）、電子メールによるものは受付けない。

#### ① 受付期間

令和７年２月２５日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時１５分～１８時００分までとする。

なお、郵送等の場合は、最終日の消印、託送業者が受付を行ったものまでを有効とする。

#### ② 受付場所

４．（３）１）担当部局に同じ

#### ③ 提出部数

１部

### ５．選定結果の通知

申請書を審査の上、「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定（ゲート設備）」の選定結果を申請者に書面にて通知する。

通知は、令和７年３月１８日（火）を予定している。

### ６．締結できない者に対する理由の説明

災害協定を締結できない者は、荒川下流河川事務所長に対して締結できない理由について、以下に従い書面（自由様式）により説明を求めることができる。なお、持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受付けない。

#### （１）提出期限

令和７年３月２１日（金）から令和７年３月２８日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時１５分から１８時００分までとする。

#### （２）提出場所

４．（３）１）担当部局に同じ

#### （３）回答期限及び方法

令和７年４月４日（金）までに書面により回答する。

### ７．災害協定の締結

選定結果の通知において、災害協定を締結できる者として通知された者は、以下に従い「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定書（ゲート設備）」を２部作成し提出すること。作成については、別紙－２「協定書の作成について」を参照すること。なお、持参、郵送又は託送（郵送又は託送は、書留郵便等記録が残るものに限る。）によるものとし、電送によるものは受付けない。

(1) 提出期限

令和7年3月18日(火)から令和7年3月31日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時15分から18時00分までとする。

(2) 提出場所

4. (3) 1) 担当部局に同じ

8. その他

(1) 申請資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とし、提出された申請資料は、協定申請審査以外の目的で無断使用しません。

(2) 提出された申請資料は、返却しません。

(3) 災害協定締結後は、連絡会議、防災訓練や災害対策機器等講習会に参加すること。

(4) 災害協定締結後に連絡先及び資機材等の調査に協力すること。

①調査内容

- ・緊急時、平常時の担当者連絡先

担当者の氏名、所属部署、役職、会社の直通電話、電子メールアドレス、携帯電話の番号及びメールアドレス

- ・派遣可能技術者の人数及び資格

- ・他機関との協定締結状況

② 調査時期

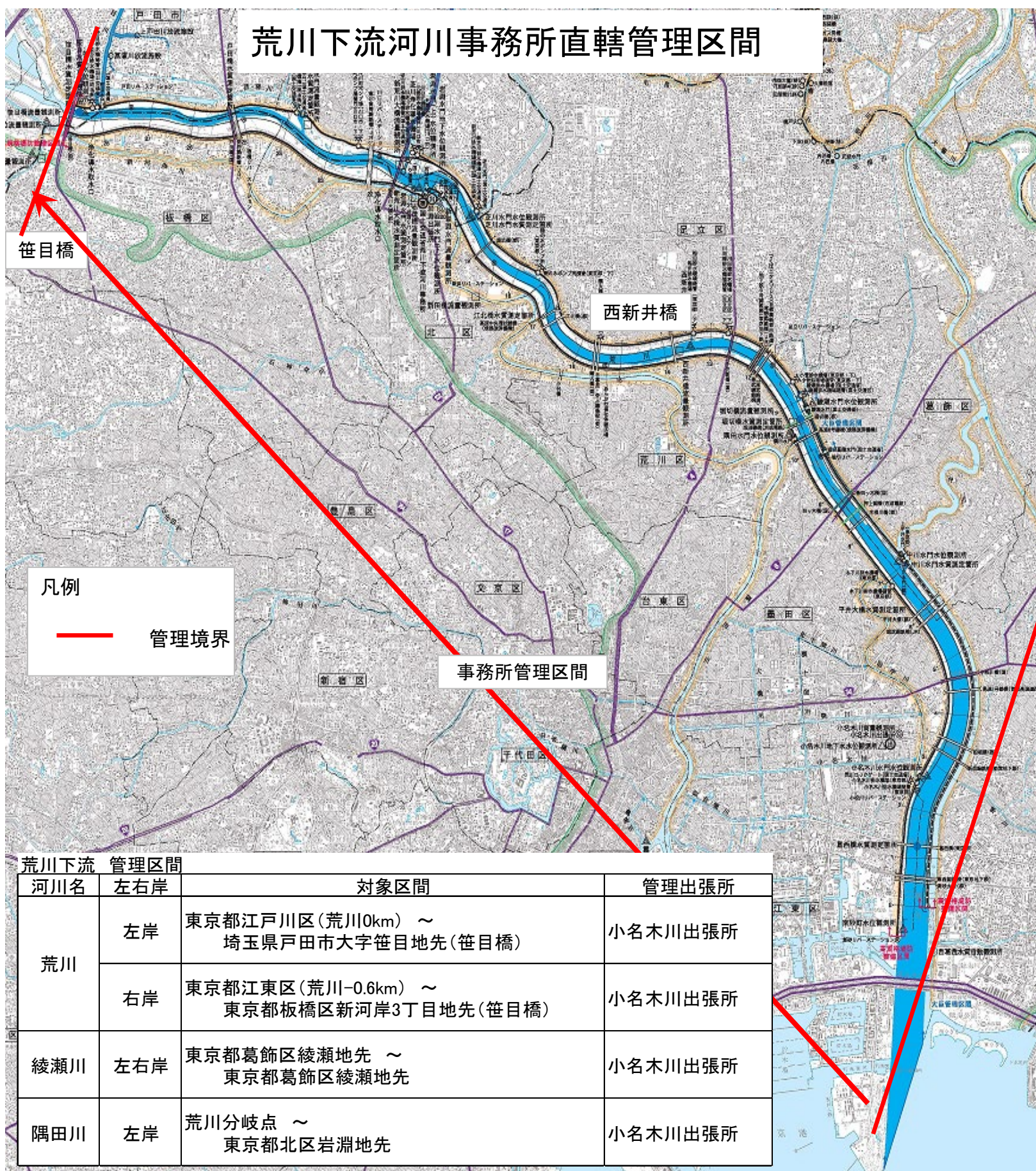
- ・協定期間中の毎年4月に調査依頼する。

③ 提出場所

- ・4. (3) 1) 担当部局に同じ。



# 荒川下流河川事務所直轄管理区間





## 協定書の作成について

- 協定書は、A4袋とじとし、白黒で作成してください。
- 協定の締結日は空欄としてください。  
(事務所長印を押印後、当方で記入します。)
- 協定締結者は、申請書に記載した役職者としてください。  
(異動等があった場合は後任者としてください。)
- 地図を除き両面コピーとしてください。
- 最後のページに地図を添付してください。(A4縦 白黒)
- 割り印をしてください。(下図参照。 中間ページに割り印は不要です)

【表】

|                                                             |       |
|-------------------------------------------------------------|-------|
| 災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定書                                    |       |
| .....<br>.....<br>.....<br>.....<br>.....<br>.....<br>..... |       |
| 袋とじ                                                         | ..... |
| 印                                                           | ..... |
| 割印                                                          |       |

【裏】

|     |
|-----|
| 袋とじ |
| 印   |
| 割印  |

様式－1

## 協定参加申請書

令和 年 月 日

国土交通省関東地方整備局

荒川下流河川事務所長

菊 田 友 弥 様

住 所 〒

代 表 者

印

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定（ゲート設備）」に参加したく申請書を提出します。  
なお、問い合わせ先は下記のとおりです。

担 当 者 :

部 署 :

電話番号



# 河川災害応急復旧業務に関する調査票

会社名:

1. 平成21年4月1日以降の元請として施工した実績

| 工事又は業務名 | 工期 | 発注機関 | CORINS番号 |
|---------|----|------|----------|
|         |    |      |          |

※1 施工実績として記載した工事又は業務にCORINS番号が無い場合、又はCORINSの登録内容において上記①の実績であることが確認できない場合は契約書等の写しを提出すること。(工事又は業務名、契約金額、工期、発注者、請負者、業務内容及び対象設備が確認できる部分のみでよい。)

2. 協定に基づく出動要請を行った場合の派遣可能技術者の経験

|   | 技術者氏名 | 実績 | 住 所(〇〇県〇〇市まで) |
|---|-------|----|---------------|
| 1 |       |    |               |
| 2 |       |    |               |

※1 派遣可能技術者のうち1名の経験(派遣可能技術者が当該工事及び業務等に従事していたことが分かる資料)が分かる資料の写しを添付すること。

※2 記載する派遣可能技術者は1名でよい。

3. 協定に基づく出動要請を行った場合の派遣可能作業員の人数

| 協定に基づく出動要請を行った場合<br>の派遣可能作業員の人数 | 人数    |   | 住所(〇〇県〇〇市まで) |
|---------------------------------|-------|---|--------------|
|                                 | 自社:   | 人 |              |
|                                 | 協力会社: | 人 |              |

※ 協力会社の住所を記入。(協力会社が複数ある場合には行を追加して記入すること)

※ 網掛け部分に記入をお願いします。

様式－１

## 協定参加申請書

令和〇年〇月〇日

国土交通省関東地方整備局

荒川下流河川事務所長

菊 田 友 弥 様

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇番

代 表 者 〇〇建設株式会社

代表取締役社長

〇〇 〇〇

印

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定（ゲート設備）」に参加したく申請書を提出します。  
なお、問い合わせ先は下記のとおりです。

担 当 者：〇〇 〇〇

部 署：〇〇本店〇〇部〇〇課

電話番号 （代）〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（内〇〇〇）

河川災害応急復旧業務に関する調査票

会社名:〇〇建設(株)

1. 平成21年4月1日以降の元請として施工した実績

| 工事又は業務名 | 工期               | 発注機関         | CORINS番号 |
|---------|------------------|--------------|----------|
| R2〇〇工事  | R2.4.1 ~ R3.3.31 | 関東地方整備局〇〇事務所 | 〇〇〇      |

※1 施工実績として記載した工事又は業務にCORINS番号が無い場合、又はCORINSの登録内容において上記①の実績であることが確認できない場合は契約書等の写しを提出すること。(工事又は業務名、契約金額、工期、発注者、請負者、業務内容及び対象設備が確認できる部分のみでよい。)

2. 協定に基づく出動要請を行った場合の派遣可能技術者の経験

|   | 技術者氏名 | 実績      | 住 所(〇〇県〇〇市まで) |
|---|-------|---------|---------------|
| 1 | 〇〇 〇〇 | 新設工事の経験 | 東京都〇区         |
| 2 |       |         |               |

※1 派遣可能技術者のうち1名の経験(派遣可能技術者が当該工事及び業務等に従事していたことが分かる資料)が分かる資料の写しを添付すること。

※2 記載する派遣可能技術者は1名でよい。

3. 協定に基づく出動要請を行った場合の派遣可能作業員の人数

| 協定に基づく出動要請を行った場合<br>の派遣可能作業員の人数 | 人数    |     | 住所(〇〇県〇〇市まで) |
|---------------------------------|-------|-----|--------------|
|                                 | 自社:   | 2 人 | 東京都〇区        |
|                                 | 協力会社: | 2 人 | 埼玉県〇市        |

※ 協力会社の住所を記入。(協力会社が複数ある場合には行を追加して記入すること)

※ 網掛け部分に記入をお願いします。

# 災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定書（案） （ゲート設備）

国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所長 菊田 友弥（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、河川の自然災害時の緊急活動が流域住民の被災軽減に極めて大きく寄与することに鑑み、地震、洪水等の異常な自然現象下で発生した災害（以下「災害」という。）における災害の拡大防止のための応急復旧業務（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定する。

## （目的）

第1条 この協定は荒川下流河川事務所が管理する河川管理施設等（以下「河川」という。）において発生した災害の応急復旧業務等に関し、これに必要な建設機械資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と軽減について、その円滑な運営を期することを目的とする。

## （業務の実施区間）

第2条 業務の実施区間は別紙の荒川下流河川事務所直轄管理区間とする。

## （業務の内容）

第3条 業務内容は、以下のとおりとする。

- ① ゲートの緊急点検・応急復旧
- ② 災害対策機器の運用補助

## （業務の実施体制）

第4条 甲は、当該河川の災害に係わる緊急活動が必要と認められるときには、被害状況に応じて書面または電話などの方法により乙に出動を要請するものとする。

2. 乙は、要請を受けた場合、直ちに河川の被災状況の把握と報告、並びに甲の指示により活動を実施するものとする。
3. 乙は、出動要請を受けた場合は、速やかに現場責任者を定めるものとする。

4. 乙は、災害発生時に甲が連絡体制、人員の確保の可否、資機材の状況等の確認を実施した場合、速やかに調査し報告するものとする。

(業務の指示)

第5条 業務の指示は、甲または第2条に定める区間を担当する出張所長（以下「出張所長」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の実施)

第6条 乙または第4条第3項で定めた現場責任者は、業務を開始したとき電話等の方法により速やかに出張所長へその旨を報告するものとする。

(業務の完了)

第7条 乙または第4条第3項で定めた現場責任者は、業務を完了したとき電話等の方法により速やかに出張所長へその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

第8条 乙は、業務完了の報告を行った後、遅延無く作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等を速やかに出張所長へ報告するものとする。

(契約の締結)

第9条 甲は、第4条第1項により乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。なお乙は随意契約の締結にあたり、法定外労働災害補償制度に加入しているものとする。

(連絡先の報告、提出)

第10条 乙は、予め災害に備え第4条第2項の業務に際し甲から連絡する人員を確保し、連絡先を甲へ書面により報告するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に変更が生じたとき又は連絡先の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3. 甲は、甲の災害時の連絡先について、予め書面により乙に通知するものとする。



(建設資機材の提供)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく災害にかかる緊急活動に関し双方から要請があったときは、特別な理由がないかぎり相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第12条 乙は、甲が特に必要として第2条に規定する以外の区間に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

(訓練等の参加)

第13条 乙は、甲が主催する訓練、講習会等に、甲からの要請があった場合は参加するものとする。なお、参加に伴う費用負担は乙が行うものとする。

(費用の請求)

第14条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第9条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払い)

第15条 甲は前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第9条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(被害の負担)

第16条 業務の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告しその処置について、甲乙協議し定めるものとする。

(有効期限)

第17条 この協定の有効期限は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(協定の解除)

第18条 甲は、乙が社会的信用を著しく傷つける行為があったとき、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）一般競争（指名競争）入札参加資格業者から外れた場合又は協定を継続できない事情が発生したときには、この協定を解除することが出来るものとする。

2 乙が申請し、甲が認めた場合は協定を解除することができるものとする。

(協議)

第19条 この協定に定めない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(雑則)

第20条 この協定の証として本書を二通作成し、甲乙記名捺印の上各自一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 国土交通省関東地方整備局  
荒川下流河川事務所長 菊 田 友 弥

乙 ○○○○○○○○○  
代表取締役 ○○○○○○ 印